

保証人被害・保証人紹介業被害 110 番実施要綱

日 時 平成23年12月17日 午前10時～午後5時
場 所 東京（電話設置場所 東京市民法律事務所）
大阪（電話設置場所 いちょうの会）

電話番号 当日限りの臨時電話番号

東 京 03-3571-3751

大 阪 06-6361-0546

主 催 保証被害対策全国会議（代表 弁護士 宇都宮健児）
保証人紹介業被害対策会議（代表 弁護士 林治）

目 的 過剰な債務について連帯保証契約を締結させられたり、金融機関等から主債務者の返済能力などについて十分な説明をうけずに、連帯保証契約を締結させられたりして、破綻に追い込まれる保証人が後をたちません。

また、近時は、保証人を紹介するなど称して不当な金員を請求したり、詐欺的な手段によって、多重債務者や資力のない者の連帯保証契約を締結させるなどのトラブルが「保証人紹介業」者なる業者によって、全国的に引き起こされています。

これらの被害の実態を把握し、個別に被害救済が可能と思われる事案については、直接相談に応じ、対応していきます。

なお、現在の民法改正においても、保証問題が一つの大きな論点になっています。日弁連や有志の法律家団体は、保証人が個人である場合の個人保証の全面禁止を求めているところであるので、保証人制度の弊害を事実面で基礎付けるとともに、保証人問題について世論を喚起したいと考えています。

相談後の対応 事案によって、全国の弁護士、認定司法書士などを紹介し、個別救済可能な事案については相談者の希望に応じ、受任していく方針です。また、悪質な保証人紹介業者に対しては提供された情報によっては刑事告発などを行うことも検討していく予定です。

(近時のトラブル例・予想される相談例などについて)

(保証人トラブル)

1 (根) 保証トラブル

数年前に連帯保証人になったが、これまで特段請求もなく、既に主債務者が支払ったものであると考えていた。ところが、10年後、突然連帯保証債務の履行請求がなされた。

問題点：保証人に主債務者の履行状況などが知らされないことが多い。

対処法：根保証には、民法上保証に関する期間が定められており、責任を限定できる場合がある。また、信義則上責任の範囲が限定された高裁裁判例も存在する。

2 頼まれて連帯保証人になったが、主債務者は、既に破綻直前であった。すぐに帰せなくなり、一括の請求がされた。

問題点：金融機関が保証人に主債務者の履行能力に関する資料を与えることが多い。

対処法：主債務者が客観的に破綻状態であったにもかかわらずこれを知らずに保証をした保証人の保証契約を(錯誤)無効とした東京高裁裁判例がある(平成17年8月10日判決)

3 20年前に甥の日本育英会(現学生支援機構)の保証人になった。甥は、その後自己破産していたが、日本育英会からの請求はなかった。しかし、最近になって学生支援機構から元金と延滞金あわせて200万円の請求がされた。

問題点：これまで日本育英会は督促業務がおろそかであったところ、学生支援機構は熱心に奨学金返還債務の督促を行うようになった。しかし、長期間放置された後に、請求を受ける保証人にとっては、全く予期しない請求であり、心理的にも受け入れがたいことがある。

対処法：消滅時効の援用が可能な場合がある。また、学生支援機構は連帯保証人でなく、単なる保証人をとっている場合もあるので、保証人が請求の全部を履行し

なくてすむ場合もある。

(保証人紹介業トラブル)

4 インターネットで見つけた保証人紹介業者に連絡をとり、保証人紹介料として数万円を支払ったが、保証人が紹介されなかった。さらに業者に問い合わせると、10万円の追加が必要だという。しかし、追加金を払っても保証人が紹介されなかった。

5 慈善事業として保証人を紹介する業務を行っているという業者に保証人となることをすすめられた保証人になった。主債務者が不履行になった時には、紹介業者が代わりに履行するというのであった。ところが金融機関から次々と保証債務の履行を請求されることになった。業者は、支払いをしてくれない。